

規約について

資料1

和歌山県道路メンテナンス会議 規約（案）

（名 称）

第1条 道路法（昭和27年法律第180号）第28条の2の規定に基づき、「和歌山県道路メンテナンス会議」（以下、「会議」という。）を組織する。

（目 的）

第2条 会議は、和歌山県内の道路管理を効果的に行うため、各道路管理者が相互に連絡調整を行うことにより、円滑な道路管理の促進を図ることを目的とする。

（協議事項）

第3条 会議は、第2条の目的を達成するため、次の事項について審議する。

- (1) 道路施設の維持管理等に係る意見調整・情報共有に関すること。
- (2) 道路施設の点検、修繕計画等の把握・調整に関すること。
- (3) 道路施設の損傷事例や技術基準類等の共有に関すること。
- (4) その他、道路の管理に関連し会長が妥当と認めた事項。

（組 織）

第4条 会議は、第2条の目的を達成するため、和歌山県内における高速自動車国道、一般国道、県道及び市町村道の各道路管理者及び会議が必要と認めるもので組織する。

2. 会議には、会長及び副会長を4名置くものとし、会長は国土交通省近畿地方整備局和歌山河川国道事務所長、副会長は国土交通省近畿地方整備局紀南河川国道事務所長、和歌山県県土整備部道路局道路保全課長及び西日本高速道路会社関西支社和歌山高速道路事務所長とする。
3. 会長に事故等があるときは、副会長がその職務を代行する。
4. 会議の構成は「別表」のとおりとする。
ただし、必要に応じ会長が指名する者の出席を求めることができる。
5. 会長は、個別課題等についての検討・調整を行うため「専門部会」を設置することができるものとする。
6. 本会議における下部組織として高速自動車国道、一般国道、県道及び市町村道の各道路管理者並びに各占用者の代表者からなる跨道橋連絡会を置くものとする。
なお、跨道橋連絡会規約は別途定めるものとする。
7. 本会議における下部組織として高速自動車国道、一般国道、県道及び市町村道の各道路管理者、近畿運輸局並びに各鉄道事業者の代表者からなる道路鉄道連絡会を置くものとする。なお、道路鉄道連絡会規約は別途定めるものとする。

（事務局）

第5条 会議の運営に関わる事務を行わせるため、事務局を置く。

2. 事務局は、国土交通省近畿地方整備局和歌山河川国道事務所道路管理第二課、紀南河川国道事務所道路管理課、和歌山県県土整備部道路局道路保全課及び西日本高速道路株式会社関西支社和歌山高速道路事務所統括課に置く。

（規約の改正）

第6条 本規約の改正等は、本会議の審議・承認を得て行うことができる。

（その他）

第7条 本規約に定めるもののほか、必要な事項はその都度協議して定めるものとする。

（附則）

本規約は、平成26年6月3日から施行する。

本規約は、平成27年1月13日から施行する。

本規約は、平成28年1月8日から施行する。

本規約は、平成29年2月10日から施行する。